

第16回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成28年12月14日（水）

午前10時から

場所：京都市消費生活総合センター研修室

次 第

1 開 会

2 議事等

○ 報告事項

(1) 奨学金等返還事務の取組状況について（平成28年9月末日現在）

・・・P1（資料1）

(2) 特別な事情による返還猶予について

・・・P15（資料2）

(3) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

・・・P18（資料3）

○ その他

（添付資料）

- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（平成28年9月末日現在）（資料1）
- ・ 特別な事情による返還猶予（資料2）
- ・ 奨学金等の返還請求訴訟の状況（資料3）

（参考資料）

- ・ 第15回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
- ・ 第15回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

奨学金等返還事務の取組状況（平成28年9月末日現在）

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区分	借受者 ①	返還手続の状況（①の内訳）					
		返還猶予 ②	返還免除 ③	返還請求 ④	返還請求の状況（④の内訳）		
					返還済 (注1)	未 返 還 滞 納 (注2) (注3)	滞納なし
人 数	1,404	3	1,181	220	185	35	0
構成比	100.0%	0.2%	84.1%	15.7%	13.2%	2.5%	0%
返還請求分				100.0%	84.1%	15.9%	0%

注1 「返還済」とは、奨学金の全額を返還した者又は平成27年度返還分（納期は平成27年10月1日～平成28年9月30日）までを完納している者である。

注2 「滞納」には、現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還手続中の者（8人）を含んでいないため、実際の滞納者総数は平成27年度返還分に滞納がある35人に8人を加えた43人である。

注3 滞納者（35人）については、平成27年度返還分から新たに滞納となった者が30人おり、残る5人は平成26年度以前返還分も含めての滞納者である。

○滞納者（35人）に係る取組状況について（内訳）

- ・ 返還金未納付 . . . 29人
- ・ 返還協議未了 . . . 3人
- ・ 訴訟結果待ち（訴訟係属中の者（2人）を含む） . . . 2人
- ・ 所在不明 . . . 1人

(2) 督促・催告等の実施状況

平成19～26年度返還分に係る滞納者18人（平成28年3月末日現在で新規滞納者4人、継続滞納者14人（裁判手続中の2人を除く。判決が確定した1人は含む。））について、催告等の発行日までに返還手続を行った者及び相談中の者を除き、次のとおり催告等を実施した。

その結果、10人（新規滞納者3人、継続滞納者7人）が返還手続を行ったため、裁判手続中以外の滞納者は3人となり、裁判中の借受者を加えると滞納者数は5人である。

ア 催告の実施（新規滞納分）

平成27年9月末日の履行期限が経過し、新たに滞納となった平成26年度返還分の滞納者（平成28年3月末日現在で4人）に対して、相談中の者を除き、次のとおり催告を実施した。催告については、保証人に対しても実施した。

【催告の実施状況】

（平成28年9月末日現在）

発行日付	滞納者	相談中	催告	催告後の 返還手続 (注)
6月1日	4	2	2	2(1)
9月1日	2	1	1	1(0)

(注) 相談中により催告書を送付しなかった者が手続きした場合を含んでおり、() 内が催告を実施した者のうち、返還手続を行った者の人数である。

【催告後の返還手続の内訳】

催告発行日	手続済人数	内訳			
		滞納金完納	分納誓約	免除	猶予
6月1日	2	2	—	—	—
うち相談中分	(1)	(1)	(—)	(—)	(—)
うち催告分	(1)	(1)	(—)	(—)	(—)
9月1日	1	1	—	—	—
うち相談中分	(1)	(1)	(—)	(—)	(—)
うち催告分	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

イ 特別催告の実施（継続滞納分）

平成25年度以前返還分に既に滞納がある14人（平成28年3月末日現在。裁判手続中の2人を除く。）について、次のとおり特別催告を実施した（催告①～④は対象者なし）。特別催告については、保証人に対しても実施した。

4月1日付の特別催告は、滞納が継続した場合、平成29年に裁判手続対象とされていた者（4人）に対して実施した。これは翌年に法的措置に移行する前段階の手続として、11月に最終催告を実施することを考慮し、通常の特別催告とは時期をずらして、行ったものである。

6月1日付の特別催告は、裁判手続対象者以外の者（10人）について、平成28年5月末までに返還手続を行った者（5人）及び相談中の者（3人）を除き、実施した（14ページの「(参考2)奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」参照）。

【裁判手続対象者向け特別催告の実施状況】（平成28年9月末日現在）

発行日付	滞納者	相談中	裁判手続対象者 向け特別催告	特別催告後の 返還手続 (9月末時点)
4月1日	4	—	4	4

【裁判手続対象者向け特別催告後の返還手続の内訳】

特別催告発行日	手続済人数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約	猶予
4月1日	4	—	—	4
うち相談中分	—	—	—	—
うち特別催告分	(4)	—	—	(4)

【特別催告の実施状況】

(平成28年9月末日現在)

発行日付	滞納者	相談中	特別催告	特別催告後の 返還手続 (9月末日時点)
6月1日	5	3	2	3(1) (注)

(注) 相談中により特別催告書を送付しなかった者が手続きした場合を含んでおり、()内が特別催告を実施した者のうち、返還手続を行った者の人数である。

【特別催告後の返還手続の内訳】

特別催告発行日	手続済人数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約	猶予
6月1日	3	1	—	2
うち相談中分	(2)	(1)	—	(1)
うち特別催告分	(1)	—	—	(1)

(3) 今後の裁判手続対象者の見込み

平成28年3月末日時点で、滞納額50万円以上の滞納者は4人（うち3人は裁判で争うことを検討している借受者）いたが、重点的に面談を重ねることにより、全員が返還手続に応じた。このため、当面、裁判手続対象者となる滞納者はいない見込みである。

(平成28年9月末日現在)

年度 区分	26	27	28	29	30	合 計
滞納額 50 万円以上	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)
消滅時効	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)

注1 平成28～30年度の滞納者の見込数については、現在の滞納状況を踏まえて、見込んだものである。

2 上記表中の()内は、裁判で争うことを検討している借受者の人数である。

(4) 平成27年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

返還年度	対応件数 (注)	返還猶予	返還免除	返還請求	収入	未収入
27	1,702 件 (100.0%)	5 件 (0.3%)	1,454 件 (85.4%)	243 件 (14.3%) [100.0%]	201 件 (11.8%) [82.7%]	42 件 (2.5%) [17.3%]
	136,253 千円 (100.0%)	306 千円 (0.2%)	108,598 千円 (79.7%)	27,349 千円 (20.1%) [100.0%]	24,829 千円 (18.2%) [90.8%]	2,520 千円 (1.9%) [9.2%]

(注) 平成27年度返還分について、返還猶予・返還免除・返還請求のいずれかを行う必要がある件数及びその対象額である。

平成26年度以前に、完納となった者及び全部免除となった者については、平成27年度返還分について対応が不要であるため、件数には計上されない（これに対し(1)の人数ベース表では、これらの者についても含む数字となっている）。

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 4 件
- 収入の大幅な減少のため 1 件
- 所在不明のため 0 件
- 特別な事情 0 件

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 0 件
- 障害のため 0 件
- 所得が基準以下のため 1,454 件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求243件」の内数

- 所得が基準以下のため 60 件（45人）
- その他特別な事情等 0 件

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成27年度決定分）

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例第3条第1項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第3条第2項第1号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している（平成27年度決定分については、死亡者免除の該当者はなし）。

(1) 免除決定対象額（総額） 1,834,035,630 円（平成20年12月現在）

(2) 免除決定額 126,392,725 円

（参考）平成27年度の実施状況について

条例第3条第1項に基づく免除（期限到来による一律免除）

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
26	1,611	126,392,725	平成28年3月31日
(参考) 免除額累計	18,551	1,392,603,105	

(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (平成 28 年 9 月末日現在)

1 平成 13 年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

返還 年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収 入	未 収 入
19・20	3,626 件 (100.0%)	535 件 (14.7%)	2,892 件 (79.8%)	199 件 (5.5%) [100.0%]	193 件 (5.3%) [97.0%]	6 件 (0.2%) [3.0%]
	249,336 千円 (100.0%)	29,010 千円 (11.7%)	207,570 千円 (83.2%)	12,756 千円 (5.1%) [100.0%]	11,705 千円 (4.7%) [91.8%]	1,051 千円 (0.4%) [8.2%]
21	1,708 件 (100.0%)	207 件 (12.0%)	1,337 件 (78.3%)	167 件 (9.7%) [100.0%]	163 件 (9.5%) [97.6%]	4 件 (0.2%) [2.4%]
	136,593 千円 (100.0%)	11,274 円 (8.3%)	109,416 千円 (80.1%)	15,903 千円 (11.6%) [100.0%]	15,363 千円 (11.2%) [96.6%]	540 千円 (0.4%) [3.4%]
22	1,725 件 (100.0%)	124 件 (7.2%)	1,470 件 (85.2%)	131 件 (7.6%) [100.0%]	125 件 (7.2%) [95.4%]	6 件 (0.4%) [4.6%]
	132,742 千円 (100.0%)	6,459 千円 (4.9%)	114,386 千円 (86.2%)	11,897 千円 (8.9%) [100.0%]	11,344 千円 (8.5%) [95.4%]	553 千円 (0.4%) [4.6%]
23	1,721 件 (100.0%)	71 件 (4.1%)	1,537 件 (89.3%)	113 件 (6.6%) [100.0%]	105 件 (6.1%) [92.9%]	8 件 (0.5%) [7.1%]
	128,901 千円 (100.0%)	3,955 千円 (3.1%)	117,424 千円 (91.1%)	7,522 千円 (5.8%) [100.0%]	6,661 円 (5.1%) [88.6%]	861 千円 (0.7%) [11.4%]
24	1,719 件 (100.0%)	38 件 (2.2%)	1,573 件 (91.5%)	108 件 (6.3%) [100.0%]	98 件 (5.7%) [90.7%]	10 件 (0.6%) [9.3%]
	128,423 千円 (100.0%)	1,930 千円 (1.5%)	119,432 千円 (93.0%)	7,061 千円 (5.5%) [100.0%]	6,182 千円 (4.8%) [87.6%]	879 千円 (0.7%) [12.4%]
25	1,718 件 (100.0%)	24 件 (1.4%)	1,588 件 (92.4%)	106 件 (6.2%) [100.0%]	98 件 (5.7%) [92.5%]	8 件 (0.5%) [7.5%]
	128,980 千円 (100.0%)	1,195 千円 (0.9%)	120,683 千円 (93.6%)	7,102 千円 (5.5%) [100.0%]	6,442 千円 (5.0%) [90.7%]	660 円 (0.5%) [9.3%]
26	1,711 件 (100.0%)	17 件 (1.0%)	1,447 件 (84.6%)	247 件 (14.4%) [100.0%]	240 件 (14.0%) [97.2%]	7 件 (0.4%) [2.8%]
	131,428 千円 (100.0%)	825 千円 (0.6%)	111,594 千円 (84.9%)	19,009 千円 (14.5%) [100.0%]	18,261 千円 (13.9%) [96.1%]	748 千円 (0.6%) [3.9%]

注 1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ 1 件、平成 19・20 年度返還分をそれぞれ 1 件としてカウントしている。

2 平成 19・20 年度返還分については、平成 15 年以前貸与分と平成 16 年度以降貸与分を分けて、それぞれ 1 件としてカウントしている。

3 平成 16 年度以降貸与分等の返還免除の件数及び金額には、平成 15 年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。

4 平成 21 年度返還分には、障害により返還残額の 4 分の 3 を免除し、4 分の 1 を返還としているものが 2 件、所得基準以下の収入により貸与総額の 20 分の 5 を免除し、残額を一括返済

としたものが1件あり、これらについては、返還猶予及び返還請求、返還免除及び返還請求に1件ずつ計上しているため、返還猶予、返還免除及び返還請求の合計件数は要対応件数より3件多くなっている。

5 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	在学中のため	337件
	制度の変更に係る経過措置	71件
	所在不明（注1）	28件
	特別な事情	99件
○ 平成21年度	在学中のため	133件
	収入の大幅な減少のため	14件
	所在不明（注1）	14件
	特別な事情	46件
○ 平成22年度	在学中のため	73件
	収入の大幅な減少のため	4件
	所在不明（注1）	14件
	特別な事情	33件
○ 平成23年度	在学中のため	28件
	収入の大幅な減少のため	5件
	所在不明（注1）	8件
	特別な事情	29件
	長期不在（注2）	1件
○ 平成24年度	在学中のため	13件
	収入の大幅な減少のため	1件
	所在不明（注1）	5件
	特別な事情	19件
○ 平成25年度	在学中のため	3件
	収入の大幅な減少のため	2件
	所在不明（注1）	5件
	特別な事情	14件
○ 平成26年度	在学中のため	3件
	収入の大幅な減少のため	2件
	所在不明（注1）	0件
	特別な事情	12件

注1 制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

2 海外転出による長期不在のため、猶予決定をしたものである。

【返還免除の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	制度の変更に係る経過措置	2, 542件
	死亡のため	1件
	障害のため	1件
	所得が基準以下のため	346件
	所在不明のため	2件
○ 平成21年度	死亡のため	0件
	障害のため	5件
	所得が基準以下のため	1, 331件
	所在不明のため	1件
○ 平成22年度	死亡のため	1件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 468件
	所在不明のため	1件
○ 平成23年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 536件
	所在不明のため	1件
○ 平成24年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 572件
	所在不明のため	1件
○ 平成25年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 587件
	所在不明のため	1件
○ 平成26年度	死亡のため	4件
	障害のため	2件
	所得が基準以下のため	1, 440件
	所在不明のため	1件

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

(1) 条例第3条第1項の規定に基づく免除

返還年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
19	2,815	205,459,504	平成21年3月26日等(注)
20	2,774	201,117,636	平成22年3月31日等(注)
21	2,699	196,960,711	平成23年3月31日
22	2,512	188,226,687	平成24年3月27日
23	2,283	174,302,092	平成25年3月29日
24	2,040	157,861,125	平成26年3月26日
25	1,817	142,282,625	平成27年3月26日
26	1,611	126,392,725	平成28年3月31日
合 計	18,551	1,392,603,105	

注 免除決定については、債権総額の精査の結果、追加して行ったものがある。

(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除（死亡による免除）

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
23～25	2	235,800	平成24年3月30日
23～25	1	56,700	平成25年3月29日
24～29	1	1,188,000	平成25年10月28日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日
合 計	5	1,918,500	

特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）

報告 番号	特別な事情	考慮すべき背景
4 3	A-2（家庭等の事情），C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等）
4 4	A-2（家庭等の事情），C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等）
4 5	A-2（家庭等の事情），C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等）
4 6	A-2（家庭等の事情），C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等）
4 7	A-2（家庭等の事情），C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等）

※ 各個票に記載している日時，保証人等と借受者本人との続柄，個人的事情の詳細等につきましては，プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 43	猶予した奨学金の対象年度：平成19～26年度返還分（高校分）	
特別な事情（ <u> </u> ）		考慮すべき背景（ <u> </u> ）
A-2(家庭等の事情), C (借受者本人の意思表示)		a (行政不信等)
（これまでの経過） 平成21年5月から平成22年1月まで連絡対象者である保証人と借受者本人の<u>所在が不明であったため、制度変更について説明することができない状態が続いた。</u> 平成22年2月に連絡対象者の所在が判明したため、連絡対象者の自宅を訪問し、返還制度に関するお詫びや制度変更について説明を行った。その際、借受者本人の状況を確認し、免除申請を依頼したが、<u>連絡対象者は制度変更にな得られていなかった。その後も訪問や免除案内等の投函・郵送を行うものの、連絡対象者とはドア越しで話す状態が続き、きちんと説明ができない状態が続いた。</u> 平成24年5月に連絡対象者宅を訪問したところ、<u>「私は体調が悪くて話を聞ける状態ではない。借受者本人に話をしようとしたが、なかなか連絡が取れない。そちらから直接借受者本人を訪ねてもらって構わない。」</u>とのことだった。<u>その日以降も連絡対象者と借受者本人宅へ繰り返しの訪問や投函・郵送を試みたが借受者本人とは接触できなかった。</u> 平成28年1月に連絡対象者宅を訪問した際、<u>連絡対象者に対して、制度変更等の説明を行い、免除手続等を依頼したが、返還にな得られていなかった。</u> 平成28年6月に連絡対象者宅を訪問した際、借受者本人が在宅されていたので、これまでの経過や返還免除制度の概要説明等を行ったところ、<u>連絡対象者とは異なり、「奨学金を利用していたことは知っていましたが、返還を求められていることを知りませんでした。そのため、滞納になっていたことも初めて知り、手続きをしなければいけないのであれば、至急に手続きをします。」と借受者本人から申し出があった。</u> 平成28年7月に訪問した際、借受者本人及び連絡対象者に改めてお詫びと制度変更の説明をしたところ、制度変更について理解され、返還猶予申請書が提出された。 なお、この間の事情を伺ったところ、連絡対象者は、「私の体調が悪く、手続きが遅れて心から申し訳ないと思っている。今後は自分達がきちんと対応していく。」とのことであった。		

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 44	猶予した奨学金の対象年度：平成19～26年度返還分（大学分）	
報告番号 45	猶予した奨学金の対象年度：平成21～26年度返還分（大学分）	
特別な事情（_____）		考慮すべき背景（_____）
A-2（家庭等の事情）、C（借受者本人の意思表示）		a（行政不信等）
（これまでの経過） 平成21年7月奨学金制度見直しに伴う全般的な話を聞きたいと、連絡対象者である保証人をはじめとする複数の関係者から、本市に連絡があったため、第1回奨学金等返還事務監理委員会の資料等を配付し説明を行った。しかし、保証人らは「京都市の行政手続の誤りを借受者に押し付けていくやり方に反対していく。自分達への訪問説明は不要。返還していく意思はない。」としたうえで、地域での説明を求められた。8月、保証人を含む複数の関係者に対し、お詫びと制度変更の説明を行い、保証人らは、「<u>同和奨学金の趣旨から外れている。</u>」「<u>京都市が責任を負うべきで住民に責任転嫁するな。</u>」などの意見を出され、京都市に対する強い不信感を示された。8月に再度、保証人に制度説明をしたいと連絡したが、制度見直しには反対であり訪問の必要はないと断られたため、免除申請書類を郵送した。 平成22年3月に督促状等を郵送したが、反応がなかったため、以後、保証人の携帯電話に何度も電話をかけたが繋がらなかった。8月に督促状を郵送した後、自宅を訪問し、保証人の配偶者に免除申請書類を手渡し申請を勧奨した。9月に保証人らに第3回奨学金等返還事務監理委員会の内容説明と意見交換を行ったが、状況の進展はなかった。11月に保証人と面談ができたが、「返還も免除申請もするつもりはない。裁判で決着をつけることになるのではないか。」と主張された。 平成23年1月に保証人らに第4回奨学金等返還事務監理委員会の内容説明と意見交換を行ったが、前回同様進展はなかった。3月に保証人と面談したが、平成22年11月と同様のやりとりであった。その後も6、9、10、12月に4回説明と意見交換を行ったが、状況の進展は見られなかった。 平成24年3月に保証人と面談を行い、従来の考えに変わりはないこと、<u>2人の借受者は旧同和地区出身であることは承知しているが、奨学金の利用については承知していないこと。</u>また、<u>借受者のうち一方は婚姻していることから裁判となった場合の配慮を求める発言があった。</u>24年度以降も特別催告書、納入通知書や免除申請書類を保証人に直接手渡しするなど、折に触れて手続に応じていただくようを勧奨したが、従来の考えを変えていただくことはできなかった。 滞納が続いた場合、借受者2人は、平成29年4月に訴訟提起の対象となることから、平成28年3月に世帯の状況把握と手続の勧奨のため保証人と面談を行った。この中で、保証人は、この件は私自身の意思で行っているもので、借受者2人はすでに自立して生計を営んでいることから対象にしないほしい。また、裁判で負けたら返還すると主張された。6月に保証人に対し、返還免除制度について詳細を説明し、制度を理解していただくとともに、日をあらためて保証人らに対し、返還免除制度と法的措置基準の見直しを行った第14回奨学金等返還事務監理委員会の内容説明を行った。保証人らは、当該地域の返還手続を拒否し		

ている方がいなくなることが先であると答えられた。その後、返還手続を拒否している方への対応について目処がたったことから、8月に保証人に対して手続を行うよう勧奨した。その際、保証人自身は、「当該地域では、自分たちが中心となり、進学に力を入れてきた。お金の心配はしなくていいので、奨学金を利用し、学問を身につけ社会に進出し、差別に負けず同和問題の解決に活かしていけるよう頑張れと言ってきたにも拘らず、今回の制度変更は、私たちが地域の若者に嘘をつき、裏切ったこととなる。こうしたことから、自分自身も裁判で決着を付けようと考えてきた。しかし、返還手続を拒否している方への対応に目処がたったということを聞き、また、奨学金返還請求訴訟の状況なども踏まえ、自分自身は納得したわけではないが、借受者2人に説明する。」と述べられた。

その後、保証人より、借受者2人に説明したところ、「本人たちは『奨学金について返還を求められていることは知らなかった。手続きを行わなければならないのであれば手続を行う。また、今後は自分たちが手続を行っていく。』と述べたことから、手続に応じることにした。」と伺い、8月末日に借受者2人より、返還猶予申請書が提出された。

※ 報告番号44と45は兄弟姉妹である。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 46	猶予した奨学金の対象年度：平成22～26年度返還分（高校，大学分）	
報告番号 47	猶予した奨学金の対象年度：平成23～26年度返還分（高校分）	
特別な事情（_____）		考慮すべき背景（_____）
A-2（家庭等の事情），C（借受者本人の意思表示）		a（行政不信等）
（これまでの経過） 平成21年8月，連絡対象者である保証人を含む複数の関係者に対し，奨学金制度の変更についてのお詫び及び説明を行った。しかし，保証人らは，「<u>同和奨学金の趣旨から外れている。</u>」「<u>京都市が責任を負うべきで住民に責任転嫁するな。</u>」などの意見を出され，京都市に対する強い不信感を示された。9月に保証人を訪問し，奨学金制度変更のお詫び及び説明を行ったが，納得されず免除申請及び返還の意思はない旨明言された。 平成22年6月に保証人に架電し，訪問したい旨伝えたが，了解が得られず，納付書等を送付する旨伝えた。保証人は，返還請求には大義名分がないので払わないと明言されるとともに，地域での説明を求められた。以後何度か架電したが，同様な対応で進展はなかった。 平成23年1月に保証人らに第4回奨学金等返還事務監理委員会の内容説明と意見交換，12月に第6回奨学金等返還事務監理委員会の内容説明と意見交換を行ったが，これまでと同様で進展はなかった。その後も何度か面談し，又架電したが同様に状況の進展はなかった。 借受者のうちの1人が，平成29年4月に訴訟提起の対象となることから，平成28年4月に催告書の手交に併せて面談を行い，詳しい説明をしたい旨伝えたところ，地域住民の先頭に立って活動を行ってきており手続するわけにはいかないが，現状を良しとは考えていないとのことであり，改めて説明の機会をいただくことになった。 5月，6月に短時間ずつではあるが保証人に対し，返還免除制度について詳細を説明し，制度を理解していただくとともに，日を改めて保証人らに対し，返還免除制度と第14回奨学金等返還事務監理委員会における法的措置着手基準の見直しについてなどの内容説明を行った。保証人らは，当該地域の返還手続を拒否している方がいなくなることが先であると答えられた。 その後，7月に保証人と面談し借受者2人について詳しく伺ったところ，借受者2人は奨学金については知らないとのことであった。しかし，奨学金の返還手続には何年かかるのかと質問され，返還期間は20年で，免除に該当した場合は5年間分ずつ免除となるが，その場合でも最短で16年目に手続が必要となる旨伝えたところ，「永いな，自分が病気になるとどうなるか分からない。子供たちに話しておく必要があるな。」と述べられた。 その後，地域の返還手続を拒否している方への対応について目処がたったことから，9月に改めて保証人に対して手続を行うよう勧奨したところ，保証人からは，「<u>自分自身は納得したわけではないが，今後のことも考えて借受者2人に説明した。</u>その結果，<u>本人たちは『奨学金については知らなかったが，手続を行わなければならないのであれば手続を行う』と述べたことから，手続に応じることにした。</u>」と伺った。保証人を通じて借受者2人から返還猶予申請書が提出された。		

※ 報告番号46と47は兄弟姉妹である。

(参考2)奨学金返還手続に係る当面のスケジュール(平成28年12月～平成29年12月)

- (1) 督促…新規滞納者に対して、履行期限経過後(各年10月1日)から3箇月後に実施(27年度返還分新規滞納者については、平成28年12月に実施予定)している。
 - (2) 催告…督促状の指定期限後約1年間掛けて4回程度、催告を実施(27年度返還分新規滞納者については、平成29年3月に催告①を実施し、以降3箇月ごとに実施予定)している。
 - (3) 特別催告…4回目の催告を行っても、返還手続に応じてもらえない場合は、年2回(6月と12月)程度、特別催告を実施している。
 - (4) 法的措置…滞納金額の合計が50万円を超える者で、かつ、裁判で争う意思を示している者に対しては、最終催告を実施しても返還手続に応じてもらえない場合に、監理委員会の意見聴取、法的措置通知書の送付、議会の議決を経て、訴訟を提起することとしている。
- ※ 今年度は、履行期限の到来後に滞納金額が50万円を超える見込みの者がいないため、訴訟提起に向けた意見聴取を予定していない。

【平成28年度以降の督促・催告の実施予定】

	26年度返還分	27年度返還分	28年度返還分
		うち、27年度返還分から滞納の者	うち、28年度返還分から滞納の者
(履行期限)	平成27年9月30日	平成28年9月30日	平成29年9月30日
平成28年12月	催告④	督促	
平成29年1月			
2月			
3月		催告①	
4月			
5月			
6月	特別催告①	催告②	
7月			
8月			免除申請締切(9月末日)のお知らせ
9月		催告③	【履行期限到来】
10月			
11月			
12月	特別催告②	催告④	督促

【法的措置の流れ】

滞納額が50万円を超えた者
(裁判手続対象者)
各返還年度末
法的措置通知書の送付(注2)
議会の議決(注2)
訴訟提起(注2)
特別催告①(注1)
特別催告②(注1)
最終催告(注2)
法的措置通知書の送付(注2)

(注1) 平成28年度返還分までの滞納総額が50万円を超えると見込まれる者については、平成29年4月に特別催告①を実施したうえ、連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じられない場合は、おおむね3箇月経過後の7月以降に借受者本人への説明を行い、特別催告②の本人送付の要否を確認したうえで、特別催告②を実施する。

(注2) 当該年度において訴訟の提起・調停の申立てを行う場合に必要の手続である。

1 第14回監理委員会了解事項

(1) 審議内容

履行期限までに返還手続が行えなかったことについて、やむを得ない事情があると認められる場合に適用する特別な事情による返還猶予制度については、平成21年度の制度変更から6年以上が経過し、導入当初とは事情も変化していることから、現状に合わせて猶予を認める類型を廃止、修正、追加することについて、御審議いただいた。

【参考】

ア 旧類型（第4回監理委員会了解事項）

(ア) 考慮すべき背景

- a 当初の説明と異なることや本市の長年にわたる同和行政に対する不信感等により、本市の制度説明を聞いていただくことが困難な事例が見受けられた。
- b 本市の説明よりも第三者から入手した情報（「京都市が裁判に負けるまで放っておくべき。」など）を優先してその影響を受ける事例が見受けられた。
- c 借受者が旧同和地区以外に新しい家庭を築いている場合において、連絡対象者が借受者に連絡を取って説明することに困難を感じて、時間が経過してしまう事例が見受けられた。

(イ) 特別な事情による返還猶予を認める事由

- A 制度を正確に理解したうえで対応を検討するための相当な時間がなかったと認められる場合
 - A-1 説明を聞き、理解した後の検討時間が短かった場合
 - A-2 家庭等の事情（家族間トラブルの発生、複雑な居住状態、その他借受者個人の特殊な事情）により対応が困難であった場合
- B 履行期限までに制度を正確に理解できず重大な誤解をしていたとの告知があった場合
- C 履行期限後に連絡対象者ではない借受者又は保証人が連絡対象者とは異なる意思表示をした場合

イ 新類型（第14回監理委員会了解事項）

(ア) 考慮すべき背景

- c (修正) 借受者の旧同和地区以外への転出や借受者と連絡対象者を取り巻く家庭環境の変化により、借受者と連絡対象者間の連絡が不通となったり、新たな家族への配慮から連絡対象者が借受者に連絡を取り手続を依頼することが困難となり、時間が経過する事例が見受けられた（cの継続+類型A-2）
- d (新規) 従前の連絡対象者に返還手続を依頼するのが困難となったため、借受者を連絡対象者に変更したが、借受者への人権上の配慮が必要なことや連絡手段が限定的であること等の理由から、具体的な返還手続の内容について、本市の説明を聞いていただくのに時間が経過してしまう事例が見受けられた

(イ) 特別な事情による返還猶予を認める事由

- C (修正) 履行期限後も従前の連絡対象者には手続に応じていただけないが、借受者本人は、連絡対象者が返還手続に応じていない事実を知らなかった場合において、連絡対象者を借受者本人に変更したうえで、借受者本人が従前の連絡対象者の意思とは異なり、返還

手続に応じていただけた場合

- D（新規） 従前は借受者本人ではない連絡対象者が手続を行っていたが、当該連絡対象者が、死亡や障害、所在不明等により、手続を行うことができなくなったため、連絡対象者を借受者本人に変更した後、借受者本人に返還手続に応じていただけた場合

(2) 審議結果

審議の中で「従来猶予を認めてきた類型を一部廃止し、新類型を追加するということであるが、旧類型を残しておくという考えはなかったか。旧類型を廃止することで、不利益を被る方が生じるのではないか。」という旨の御意見をいただき、これを踏まえ、以下の内容を条件として、新類型につき条件付きで御了解いただいた。

- ・ 経過措置として、平成27返還年度が終了する平成28年9月末までは、旧類型も新類型と並存して適用すること。
- ・ 旧類型の適用可能性の有無を精査のうえ、経過措置期間終了後も旧類型を残置した方がよいと判断される場合には、第16回監理委員会において、審議事項として改めて旧類型（類型A及び類型B）の存続についてお諮りし、残置する必要性がないと判断される場合には、同監理委員会においてその旨を理由と併せて報告すること。

2 旧制度（類型A、B）残置の不要性

(1) 経過措置期間終了時点（平成28年9月末時点）の旧類型適用可能性

平成27年9月末時点で、平成25年度以前返還分の滞納があった21人から、訴訟となった3人及び所在不明の1人を除いた17人については、旧類型A、Bの適用可能性があった。これらの者の滞納分についての、平成27年9月末時点の状況、平成28年9月末時点の状況は、それぞれ以下の表のとおりである。

平成27年9月末状況	人 数
訴訟結果待ち	9人
返還協議未了（面談困難）	3人
返還金未納付	5人
計	17人

平成28年9月末状況	人 数
特別猶予適用済み	10人
返還済み	4人
納入誓約により分納中	2人
返還金未納付	1人
計	17人

平成28年9月末時点で、「特別猶予適用済み」となっている10人については、以下の表のとおりである。いずれも本人の意向を確認した上で、本人が、返還手続に応じる旨の意思表示をしたことを前提に特別猶予をしており（旧類型Cの適用）、旧類型A、Bについては猶予に至った背景を考慮して、補助的に適用しているにすぎない。

報告番号	特別な事情	考慮すべき背景
38	C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等）
39	A-2（家庭等の事情）、C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等） b（第三者情報）

4 0	A-2 (家庭等の事情), C (借受者本人の意思表示)	a (行政不信等) b (第三者情報)
4 1	B(制度の不理解), C (借受者本人の意思表示)	a (行政不信等) b (第三者情報)
4 2	B(制度の不理解), C (借受者本人の意思表示)	a (行政不信等) b (第三者情報)
4 3	A-2 (家庭等の事情), C (借受者本人の意思表示)	a (行政不信等)
4 4	A-2 (家庭等の事情), C (借受者本人の意思表示)	a (行政不信等)
4 5	A-2 (家庭等の事情), C (借受者本人の意思表示)	a (行政不信等)
4 6	A-2 (家庭等の事情), C (借受者本人の意思表示)	a (行政不信等)
4 7	A-2 (家庭等の事情), C (借受者本人の意思表示)	a (行政不信等)

平成28年9月末時点で、「特別猶予適用済み」以外の7人については、4人が「返還済み」、2人が「納入誓約により分納中」となっており、これらの者は、今後、特別猶予の旧類型を適用する可能性はない。「返還金未納付」となっている1人についても、平成28年11月に「返還済み」となっており、同様に、今後、特別猶予の旧類型を適用する可能性はない。

なお、平成26年度返還分のみ滞納者についても、資料1のp. 1のとおり、平成28年3月時点での4人が、平成28年9月末時点では1人となっているが、その1人も平成28年10月に「返還済み」となっており、特別猶予を適用する可能性はなくなっている。

(2) 経過措置期間終了後の旧類型適用可能性

平成27年度返還分(履行期限は平成28年9月末)以降に、新たに滞納を生じた者については、今後、特別猶予を適用する可能性はある。しかしながら、これらの者は全て、少なくとも一度は、奨学金制度について理解したうえで返還手続きにに応じている者であるため、今後、特別猶予については、新類型(修正C及びD)を適用することはあったとしても、旧類型A(対応検討期間不足)及び旧類型B(重大な誤解による制度不理解)を適用する可能性は皆無である。

(3) 旧類型の廃止

以上から、旧類型A、Bについては、その適用対象者はなくなったため、経過措置期間終了時(平成28年9月末)をもって廃止することとする。

- 1 奨学金等の返還請求訴訟（3件）については、いずれも平成27年4月16日に京都地方裁判所（以下「京都地裁」という。）で判決の言渡しがあり、本市の主張が認められた。
- 2 しかし、相手方は、判決を不服とし、平成27年4月27日付けで1件（下記No.2の事件）、平成27年4月28日付けで2件（下記No.1及びNo.3の事件）、3件とも大阪高等裁判所（以下「大阪高裁」という。）に控訴した。
- 3 No.2の事件について
平成27年9月29日に大阪高裁で判決の言渡しがあり、一審に引き続き本市の主張が認められました。しかし、相手方は、判決を不服として、10月9日付けで最高裁判所（以下「最高裁」という。）に上告した。
最高裁は、平成28年2月19日付けで、上告を棄却し、本市勝訴の判決が確定した。
- 4 No.1及びNo.3の事件について
平成28年2月25日に大阪高裁で判決の言渡しがあり、一審に引き続き本市の主張が認められた。しかし、相手方は、判決を不服として、3月9日付けで最高裁に上告した。
現在、いまだ判決確定待ちの状態である。

訴訟の状況については、以下のとおり

1 裁判手続の実施状況

(1) 裁判手続着手の相手方と実施内容

No	借受者	相手方（注1）	請求額（注2） （追加後）	裁判手続手法	管轄裁判所	提起日
1	A	借受者A 連帯保証人X	129万6,000円 (226万8,000円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成24年4月16日
2	B	連帯保証人Y	108万7,340円 (190万2,845円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成24年4月16日
3	C	借受者 C 連帯保証人Z	100万8,000円 (141万1,200円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成25年5月2日

注1 No.2の相手方については、連帯保証人Yからの申出を認め、Yのみを裁判対象者としている。

注2 訴訟提起後に生じた新規滞納額については、返還年度ごとに、履行期限経過後に相手方への督促状送達の手続を経て、裁判所に追加請求している（直近では、平成26年11月11日に追加請求）。

(2) 裁判における人権上の配慮

ア 本件訴訟について、特に人権に配慮する必要があることから、関係機関に人権上の配慮を依頼しており、京都地裁に対しては、本件訴状の提出の際に民事訴訟法92条の規定に基づき、閲覧等の制限を申し立てるとともに、次の点について、配慮いただけるよう上申書を提出している。

- ① 法廷外において被告らの氏名を掲示しないこと。
- ② 公開の審理の場において口頭で被告らの氏名を呼ばれないこと。

イ 上記アの結果、平成24年4月に提起した2件の訴訟に係る閲覧等制限については、申立てを相当とする決定（No. 1については平成24年8月3日付け、またNo. 2については平成24年8月1日付け）がされており、平成25年度に提起した1件（No. 3）についても、平成25年6月17日付けで、申立てを相当とする決定がされている。

また、上申書に対しては、裁判所から文書による回答はなかったが、平成24年4月に提起した訴訟については、第1回口頭弁論において、法廷外において被告らの氏名の揭示はなく、また、公開の審理の場において被告らの氏名が呼ばれることもなく、要望に沿った対応をしていただけている。

ウ 控訴審（大阪高裁）においても、同様の措置をしていただいた。

(3) 併合審理について（No. 1及びNo. 3）

No. 3の被告から、平成25年8月6日の第1回口頭弁論において、No. 1事件との併合を求める平成25年8月2日付けの下記の内容の上申書の陳述があった。

（併合を求める理由）

「両事件とも主たる争点を共通にしており、原被告訴訟代理人も共通しているので、訴訟経済的には併合することが望ましいと思われるからである。」

当該上申書について、原告からは異論ない旨陳述し、京都地裁は、その場で弁論の併合を決定した。

2 No. 2の最高裁における決定の内容（決定日：平成28年2月19日）

主文

- ア 本件上告を棄却する。
- イ 本件を上告審として受理しない。
- ウ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

3 No. 1及びNo. 3の大阪高裁における判決の内容（判決日：平成28年2月25日）

(1) 判決の主文

- ア 本件控訴を棄却する。
- イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 判決内容

ア 返還合意の有無について

(ア) 控訴人は、国の奨学金制度が給付制から貸与制に変更された際に、本市職員から援助金制度の説明を受けていることなどから、本件奨学金が貸与制度であることを認識しており、そうした認識の下に誓約書を作成したものであるから、奨学金の返還意思及び、連帯保証の意思を表示していたと認めるのが相当である。

(イ) 返還の必要がない旨の説明があったとしても、地方公共団体である被控訴人が当事者となる契約は、特段の事情のない限り、書面によって締結され、契約内容も当該書面の記載どおりとなる。本件において、特段の事情があるとは認められず、返還合意はあったと認められる。

イ 外形上の合意内容と内心の不一致について

本件奨学金は返還を要する貸与制であることを控訴人は認識しており、外形上の返還合意と控訴人の内心は一致しているから、返還合意は有効である。

ウ 信義則違反・権利濫用について

- (ア) 平成13年3月31日以前返還始期の一律免除が違憲又は違法であるとして提起された住民訴訟で、京都地裁及び大阪高裁の判示内容に照らせば、平成13年4月1日以降に返還始期を迎える奨学金の返還を求めることは、当時の京都市住民の意思に当然に沿うものである。
- (イ) 条例の定めにつき、格別不合理なものとはいえず、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されない。
- (ウ) 本市の従前の運用や説明に信頼を寄せていた控訴人の予測に反する面があることは否定できないものの、上記条例の規定は控訴人に返還義務が存在していることを前提にされたものである以上、特段の事情のない限り、それをもって信義誠実の原則に反するものであるとか、権利の濫用になるものと断ずることは困難である。
- (エ) なお、同奨学金の性質上、本件請求は控訴人の社会的立場や家庭環境に重大な不利益を与えるものであるとの主張は、返還請求や執行等の場面において本市が適切な配慮をすることにより相当程度防ぐことができるものと考えられる。

4 これまでの審理経過

(1) No. 1及びNo. 3について

(京都地裁における審理の状況)

No. 1は14回・No. 3は10回（No. 1の第6回口頭弁論からNo. 3と併合審理）の口頭弁論が行われた。

- | | |
|---------------|---|
| ① 平成23年11月21日 | 第6回監理委員会において、No. 1を裁判対象とすることを了解 |
| ② 平成24年 4月16日 | 京都地裁にNo. 1事件を提訴（24年2月市会で議決） |
| ③ 平成24年 9月25日 | 第1回口頭弁論（No. 1事件） |
| ④ 平成24年11月20日 | 第8回監理委員会において、No. 3を裁判対象とすることを了解 |
| ⑤ 平成25年 5月 2日 | 京都地裁にNo. 3事件を提訴（25年2月市会で議決） |
| ⑥ 平成25年 9月17日 | No. 1事件の第6回口頭弁論（以降、No. 3と併合審理） |
| ⑦ 平成26年11月12日 | 第13回（No. 1事件）・第9回（No. 3事件）口頭弁論において
本人尋問の実施 |
| ⑧ 平成27年 2月17日 | 第14回（No. 1事件）・第10回（No. 3事件）口頭弁論（結審） |
| ⑨ 平成27年 4月16日 | 京都地裁において判決言渡し（本市勝訴） |

判決を不服として、相手方が平成27年4月28日付けで、大阪高裁に控訴

(大阪高裁における審理の状況)

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 平成27年 6月19日 | 相手方から控訴状受領 |
| ② 平成27年 9月16日 | 第1回口頭弁論 |
| ③ 平成27年12月 9日 | 第2回口頭弁論（結審） |
| ④ 平成28年 2月25日 | 大阪高裁における判決言渡し（本市勝訴） |

判決を不服として、相手方が平成28年3月9日付けで、最高裁に上告

(2) No. 2について

(京都地裁における審理の状況)

13回の口頭弁論が行われた。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ① 平成23年11月21日 | 第6回監理委員会において裁判対象とすることを了解 |
|---------------|--------------------------|

- ② 平成24年 4月16日 京都地裁に提訴（24年2月市会で議決）
- ③ 平成24年 9月25日 第1回口頭弁論
- ④ 平成26年 9月17日 第12回口頭弁論において本人尋問を実施
- ⑤ 平成26年12月17日 第13回口頭弁論（結審）
- ⑥ 平成27年 4月16日 京都地裁において判決言渡し（本市勝訴）
判決を不服として、相手方が平成27年4月27日付けで、大阪高裁に控訴
(大阪高裁における審理の状況)
 - ① 平成27年 6月 5日 相手方から控訴状受領
 - ② 平成27年 6月10日 口頭弁論期日前の事前協議
 - ③ 平成27年 7月16日 第1回口頭弁論（結審）
 - ④ 平成27年 9月29日 大阪高裁における判決言渡し（本市勝訴）
判決を不服として、相手方が平成27年10月9日付けで、最高裁に上告
(最高裁における審理の状況)
 - ① 平成28年 2月19日 最高裁が上告を棄却（判決確定）

第15回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成28年6月30日に開催された「第15回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、以下の事項について報告し、了解された。

報告事項

(1) 奨学金返還事務の取組状況について **資料1**

事務局から**資料1**により報告を行い、了解された。

(2) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について **資料2**

第6回及び第8回の監理委員会で裁判手続に着手することが承認された3件の案件について、事務局から**資料2**により訴訟の進捗状況及び原告・被告の主な主張について報告を行い、了解された。

なお、委員から、以下のとおり質問が出された。

・訴訟における争点について

確認であるが、N o. 2の事件では返還合意が錯誤により無効となるか否かが争点となっていたのに対し、N o. 1及びN o. 3の事件では外形上の合意内容と内心の不一致があったか否かが争点となっていたということによいか。

→（事務局）そのとおりである。

・N o. 1及びN o. 3の事件の判決確定時期について

N o. 2の事件では、相手方の最高裁への上告（平成27年10月9日）から最高裁の上告棄却決定（平成28年2月19日）までの期間は約4か月間とかなり早いように思う。N o. 1及びN o. 3の事件の上告が棄却され判決が確定する時期については、資料において平成28年7月頃の見込みとなっているが、これはどのように推測しているのか。

→（事務局）N o. 2の事件とN o. 1及びN o. 3の事件については、別に訴訟係属しているものの、実質的な争点は同一であるため、審理にかかる時間も変わらないと考えている。したがって、N o. 2の事件の大阪高裁判決（平成27年9月29日）から最高裁の上告棄却決定（平成28年2月19日）までの期間が約5か月間であったことから類推して、N o. 1及びN o. 3の事件の判決確定の目途は、大阪高裁判決（平成28年2月25日）から約5か月後の平成28年7月頃と見込んでいる。

第15回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成28年6月30日

○板倉部長

ただ今から、第15回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。
委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
ございます。

既に御承知のことではございますけれども、この委員会につきましては、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的として、京都市地域改善奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置されたものでございます。このため、当委員会の会議は、原則公開としております。傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元に配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております第14回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に、山下委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表させていただいております。この点についても御了承をお願いいたします。

なお、本市では、5月1日から夏のエコオフィス運動を実施しており、適正な冷房温度を設定するとともに、ノー上着などの軽装を励行しているところでございます。御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、山下委員長にお願いしたいと思います。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

おはようございます。では最初に本日の委員会につきまして、定員定数4名中4名の委

員が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定によって、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立していることを確認いたします。

それでは、議事に移りたいと思います。本日の議事につきましては、事務局から報告事項が2件ございます。1件目の報告事項「奨学金等返還事務の取組状況」について、事務局から御報告をお願いします。

○事務局

事務局を務めております、事業調整担当課長の中島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、配布資料の1ページ、資料1を御覧ください。「奨学金等返還事務の取組状況」を平成28年3月末日現在でまとめさせていただいております。ちなみに、これは平成27年度返還分、つまり平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間のちょうど半分が経過した時点ということになります。

まず「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」を人数ベースでまとめております。

「①借受者」の人数1,404人に対する返還手続の状況でございますが、「②猶予中」の方が1人、平成27年度返還分について、在学中のため猶予決定を受けておられる方でございます。

次に「③免除中」でございますけれども、1,156人、構成比にして82.3%の方がおられます。平成27年度返還分について免除決定を受けておられる方でございます。平成27年度に免除決定を受けられた方、それから平成26年度以前に免除決定を受けておられる方の合計でございます。

それから「④返還請求」でございますが、247人、17.6%の方がおられます。こ

の返還請求と申しますのは、先ほど申しあげた猶予又は免除のどちらにも当たられない方ということになります。

返還請求の内訳でございますけれども、まず「返還済」の方が78人おられます。構成比にして5.6%になります。この方は注1に記載しておりますとおり、平成27年度返還分だけでなく、奨学金全額を返還されている方、要するに完納されている方を含む数字となっております。

次に「未返還」でございますが、これは平成27年度返還分について、まだ返還が完了されておられないということになります。この「未返還」を2つのカテゴリーに分けてございますが、1つは「滞納」でございます。20人、構成比にして1.4%でございますけれども、これは平成26年度返還分以前の滞納がある方でございます。

注3を御覧ください。この20人でございますが、平成26年度返還分から新たに滞納となられた方が4人おられます。残る16人の方については、平成25年度以前の返還分を含めての滞納者でございます。

内訳でございますけれども、「返還金未納付」が11人おられます。この返還金未納付と申しますのは、返還をしていただくことについて同意をいただいておりますが、まだ返還金の支払いのない方でございます。

後ほど御説明いたしますけれども、訴訟係属中であった3人のうちの1人は、最高裁が平成28年2月19日付けで上告を棄却し、本市勝訴の判決が確定いたしました。このため、この1人については、返還金未納付に含めております。

次に「返還手続未了」の方が1人おられます。この返還手続未了と申しますのは、返還手続を行うことについて合意が整っていないか、または免除申請を行う予定でおられますけれども、まだ申請をいただいていない方でございます。

最後に「訴訟結果待ち」の方が8人おられます。これは訴訟で争う意思のある方、または訴訟で争う意思はございませんが、裁判の結果を待って手続を検討することを表明され

ている方でございます。この8人の中には現在、訴訟係属中の2人の方も含まれております。

上の表に戻りますけれども、「未返還」のうちの「滞納なし」でございます。149人、構成比にして10.6%の方がおられます。この滞納なしと申しますのは、まだ平成27年度返還分について返還手続が完了されておられない方でございます。冒頭に申しあげましたように、まだ平成27返還年度のちょうど半分が終わったところの数字でございますので、残り半年間の履行期間内、本年9月末までの間に手続が免除中または返還済へとそれぞれ進んでいく形となります。

納付方法については、月賦、つまり毎月払いであったり、あるいは半年賦、半年ごとのお支払いであったりされている方がおられますが、これらの方はまだ平成27年度返還分全ての支払いが終わっておりませんので、このカテゴリーに入っておりますけれども、これらの方々も支払いが終わりましたら、最終的には返還済というカテゴリーに入ってくるということになります。

以上が「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」についての御説明でございます。

引き続きまして、「(2) 平成27年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」を件数ベースでまとめさせていただいております。1ページの下の表を御覧ください。

平成27返還年度について「対応件数」は1,698件、額にいたしますと1億3,325万5千円となります。この対応件数と申しますのは、平成27年度返還分について、猶予、免除、返還のいずれかを行う必要がある奨学金の総件数でございます。例えば、高校と大学の2つを利用されている方については、2件としてカウントすることになりますので、上の人数ベースとは少し数字が異なっております。

まず「猶予中」でございますけれども、2件、比にして0.1%、金額にして10万1千円でございます。平成27年度返還分について猶予決定をした件数でございます。

次に「免除中」が1,419件、比にして83.6%,金額にして1億678万7千円でございます。平成27年度返還分について免除決定をした件数でございます。過去に免除決定を行い、平成27返還年度も免除中である方の件数も含まれております。

それから最後に「返還請求」でございますけれども、これは猶予中でも免除中でもないという件数でございます。277件、比にして16.3%,金額に直しますと2,633万7千円になっております。このうち「収入」が60件、比にして3.5%,金額1,339万3千円。「未収入」が217件、12.8%,金額にして1,294万4千円となっております。

それぞれの内訳についてでございますが、まず「返還猶予の内訳」として、先ほども申しあげましたが、「在学中のため」が2件でございます。人数は1人でございますけれども、高校と大学に行かれています方でございます。

それから「返還免除の内訳」でございます。「所得が基準以下のため」が1,419件となっております。

最後に「履行期限の延長の状況」でございます。先ほどの返還請求277件の内数でございますが、「所得基準以下のため」が64件、50人ございまして、「履行期限の延長」という処理をさせていただいております。

改めてになりますけれども、この履行期限の延長と申しますのは、所得は免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当しませんが、経済的な負担に配慮して、総返還金額は変更しないものの、返還期間を延長することによって、1年当たりの返還金額を最大半額にする措置を取っているものでございます。

それでは資料を1枚おめくりいただきまして、配布資料の2ページを御覧ください。続きまして「(3)督促・催告等の実施状況」について説明をさせていただきます。

平成27年9月末日現在で、平成19年度から26年度までの返還分に係る滞納者の方は、裁判手続中の2人を除いて65人おられました。これらの方について督促・催告等を

行っております。

ここで督促・催告等について若干説明をさせていただきます。配布資料の13ページをご覧ください。そちらに「(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」を挙げております。

改めてになりますけれども、督促と申しますのは、新規滞納者の方に対して、履行期限経過後、3か月後に実施しているものでございます。履行期限が9月末になりますので、10月1日から起算して12月に督促を行っております。

それから催告につきましては、督促を出した後、1年間かけて4回、催告を3か月ごとに実施をしております。

特別催告と申しますのは、催告を4回目まで出しても、なお返還手続に応じていただけない方について、年2回、6月と12月に行っているものでございます。

それでは配布資料の2ページに、もう一度お戻りください。先ほども申しあげましたように、平成27年9月末日現在で滞納のある方65人については、新規滞納者の方が46人、継続滞納者の方が19人でございます。それぞれ種別ごとに説明をさせていただきます。

新規滞納分でございますけれども、「ア 督促・催告の実施（新規滞納分）」の下に【督促・催告の実施状況】【督促・催告後の返還手続の内訳】と表を2つ付けております。2つ合わせて説明をさせていただきますが、この新規滞納分は、平成27年9月末日の履行期限が経過して、新たに滞納となりました平成26年度返還分の滞納者でございます。その方が平成27年9月末日現在で46人おられましたが、10月以降、滞納者の方と面談をさせていただきまして、平成27年11月末までに返還手続を行っていただいた方が25人おられます、46人からこの25人を除いた21人が督促の対象となりますけれども、「相談中」の5人を除きました16の方に平成27年12月1日付けで督促を行っております。

その後、返還手続が少し進みまして、「相談中」の5人、「督促」の16人、この中から返還手続に応じていただいた方が14人おられます。うち11人は、「督促」の16人の中から返還手続に応じていただいた方です。この11人の方については、全て滞納金を完納していただいております。また、「分納誓約」、「免除」、「猶予」となられた方がそれぞれ1人ずつおられます。

平成28年3月2日の段階で、催告の1回目になりますが、21人から手続に応じていただいた14人を除きました7人のうち、「相談中」の2人を除きました5の方に平成28年3月2日付けで催告の1回目を行っております。その後、3月末までに返還手続に応じていただいた方が4人おられ、4人とも「滞納金完納」となっております。従いまして、7人から4人を除いた3人が、平成28年3月末日現在の新規滞納者になります。

次に3ページをご覧ください。「イ 催告の実施（継続滞納分）」についてでございます。先ほども申しあげましたように、平成25年度以前の返還分で既に滞納がある方が、平成27年9月末日現在で裁判手続中の2人を除いて19人おられました。平成27年11月末日までに返還手続を行っていただいた2人を除いた17人に対して催告等を行っております。

まず、平成27年12月1日時点で「相談中」の4人を除いた13人の方について、「催告等」を行っております。このうち催告の2回目以降を迎えられた方については、保証人にも請求を行っておりまして、内数として「催告等」に12人と記載させていただいております。

これら催告等が終わりました後、返還手続に応じていただいた方が2人おられました。2人とも「分納誓約」となられた方でございますが、17人からこの2人を除いた15人の方を対象にして、平成28年3月2日付けで本来であれば催告等を行うところでございますが、今回は行っておりません。これは、この15人から相談中の7人を除いた8人は、注3に記載しておりますとおり、原則として6月と12月に実施をしております特別催告

の対象者であるためでございます。このためカッコ書きで8人と記載させていただいております。

15人のうち3月末までに返還手続に応じていただいた方が2人おられます。この2人は「滞納金完納」となっております。

この15人から3月末までに返還手続に応じていただいた2人を除いた13人が、平成28年3月末日現在の継続滞納者になります。

従いまして、平成28年3月末日現在の滞納者数は、新規滞納者が3人、継続滞納者が13人で、計16人ということになりますが、返還手続に応じたものの、滞納が解消していない方が、新規滞納分で1人、継続滞納分で1人おられますので、この2人を加え、さらに裁判手続中の2人を加えますと20人ということになります。この20人が、先ほど1ページの「1（1）借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」で滞納者20人と御説明をさせていただきました方々でございます。

それでは、資料をもう1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。「(4) 今後の訴訟対象者の見込み」でございます。前回、第14回の監理委員会におきまして、法的措置の着手基準の見直しを行いまして、滞納額50万円以上の場合、または消滅時効を迎える日から1年以内の債権を滞納している場合に、見直しを行わせていただきました。

従いまして、見込みの表も「滞納額50万円以上」、「消滅時効」に分けて、平成26年度から30年度までの5年間の見込みを記載させていただいております。

平成26年度、27年度については確定した数字でございますが、平成28年度から30年度につきましては、注1に記載させていただいておりますとおり、現在の滞納状況を踏まえて見込みの数字を入れているものでございます。

「滞納額50万円以上」でございますけれども、26年度が2人、27年度が1人、28年度が1人ということで、それぞれの年度ごとにカッコ書きで記載しておりますとおり、裁判で争うことを検討しておられる方が1人ずつおられます。従いまして合計は、「滞納額

50万円以上」は4人の方が対象になり、そのうち3人の方が裁判で争うことを検討しておられるものでございます。

「消滅時効」は、表に記載のとおり、当面、訴訟対象者となる方はおられない見込みです。

注3をご覧ください。法的措置についてでございますけれども、前回見直しを諮らせていただいて、概ね1年間の周知期間を経て実施をしていくということにしております。今後も滞納が続いた場合でございますけれども、平成26年度、27年度にすでに50万円以上に到達しておられる方も、平成28年度に到達した方と合わせて裁判手続を行っていくということになります。

申し訳ございませんが、もう一度資料の13ページを御覧いただけますでしょうか。13ページの一番右に【法的措置の流れ】ということでスケジュールをまとめさせていただいております。すでに4月に特別催告の1回目を行っております。このまま滞納が続けば、仮定の話になりますけれども、10月に特別催告の2回目を行いまして、11月に最終催告、それからその後に監理委員会を開かせていただきまして、その場で意見聴取をしたうえで法的措置やむなしということになりますと、12月に入りまして法的措置通知書の送付、それから年が明けまして平成29年の2月市会で京都市会の議決をいただきまして、平成29年の4月頃に訴訟提起をしていくというスケジュールになります。

しかしながら、本市としても法的措置を行うのが目的ではございません。法的措置を行わずに返還手続に応じいただき、滞納分が解消するのがベストと考えております。このため、返還手続に応じいただくよう、現在、法的措置対象者になっておられる方と面談を重ねているところでございます。

それでは、もう一度資料の4ページにお戻りください。「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成27年度決定分）」について御説明をさせていただきます。

平成12年度以前に返還始期を迎えた債権については、条例の第3条第1項によりまして、一律免除との取扱いをさせていただいておりますけれども、事務的な決定については、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに毎年度行っております。

今回の決定は、表に記載していますように、1,611件、免除額は1億2,639万2,725円となります。これまでの免除額の累計は、件数にいたしますと1万8,551件、免除額にいたしますと13億9,260万3,105円となります。免除総額は約18億3,400万円でございますので、このうちの約13億9,260万円が今回の免除額の累計になっているということでございます。

なお、死亡された借受者については、死亡者免除として返還残額の一括を免除しておりますが、今回は対象者がおられませんでした。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。「(参考1)年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成28年3月末日現在)」の表中にそれぞれ数字を入れさせていただいております。これは先ほど1ページの「1(2)平成27年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況(件数ベース)」にて御報告をさせていただきましたけれども、平成19年度から26年度までの過去のストックの情報でございます。これを一覧としてまとめております。

続きまして、資料の6ページ、7ページをご覧ください。6ページにはこれまで返還猶予を行ってまいりました事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。後ほど御説明をさせていただきますが、「特別な事情による返還猶予決定の状況(報告分)」は今回4人おられますが。全て平成28年4月1日以降の猶予決定でございますので、今回は、平成19年度から26年度までの全ての年度の最後に※印をつけまして「別紙で報告する。」というように記載をさせていただいております。

7ページは、返還免除の事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。

それでは、8ページを御覧ください。先ほども申しあげましたけれども、「2 平成12

年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。平成19年度から26年度までの数字をまとめて挙げさせていただいております。

「(1) 条例第3条第1項の規定に基づく一律免除」が上の表でございます。それから「(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除（死亡による免除）」が下の表となります。

それでは9ページを続けてご覧ください。先ほど少し話をさせていただきました「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」でございます。

特別な事情による返還猶予でございますが、過去の監理委員会で事前審査、いわゆる個別審査をいただきまして、返還猶予の承認をいただいた事例と同様の事例につきましては、監理委員会の事前審査、個別審査を経ずに、先に本市の方で返還猶予の措置をとりまして、その後に開催される監理委員会で報告をさせていただくということになっております。

今回は報告番号の39番から42番まで4件、4人の方の報告でございます。全て先ほど申しあげましたように、平成28年4月1日以降の決定分でございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、個票でそれぞれ説明をさせていただきます。10ページ、11ページを御覧いただけますでしょうか。

報告番号39番、40番、これは最後に記載しておりますとおり兄弟姉妹の方でございます。報告番号39番の方が猶予をした奨学金の対象年度が平成19年度から26年度までの返還分（高校分）ということになります。

それから、報告番号40番の方が猶予した奨学金対象年度が平成21年度から26年度までの返還分（高校分）ということになります。

特別な事情は、下線を引いております。それから考慮すべき背景のところは、点線を引いております。経過を御説明させていただきます。

平成21年2月に、連絡対象者である保証人の方と面談を行ったのが最初でございますけれども、「卒業後、相当の年数を経て、本人が結婚するという時に生活設計をくるわせるようなことをするな。ヤミ金よりたちが悪い。」などと京都市に対する強い不信感が示され

ました。

また、その後、平成21年8月から23年9月にかけて6回にわたり保証人の方と面談を行ってまいりましたが、「弁護士に任せている。」「運動団体に任せている。」「裁判結果待ちである。」などとして、面談にも応じていただけない状態が続きました。

また、中ほどにありますけれども、平成25年12月の面談では、改めて説明をさせてほしいということでお話をさせていただきましたが、「裁判で最後まで仲間と戦うという意思は変わらない。」と主張されて、依然として具体的な説明を行うことができませんでした。

この方が、少し時間がたちまして平成27年の12月8日と14日の2回の面談で、これまでの手続拒否の態度に変化が見られました。「将来私に」、これは保証人の方でございますけれども、「もしものことが起きた場合、奨学金のことを知らない借受者に不利益が及ぶのではないかと不安を感じていた。」ということで、やっと京都市からの返還制度の説明を聞いていただいたという状況でございます。

12月18日に改めて保証人の方と面談をいたしまして、借受者本人に正確な話を伝えてもらうために、平成27年度返還分の返還免除申請書類を整えてもらい、2人とも免除可能であるということを確認いたしまして、平成26年度以前の返還分についての猶予制度の説明を行ったところでございます。

その結果、保証人自身は、制度改正に納得したわけではありませんが、借受者本人の意思を確認していただくことになりました。

その後、保証人の配偶者の方、借受者からいたしますとお母さんでありますけれども、病状が悪化されて、残念ながら今年の2月15日に亡くなりました。そのため、49日が明けるまでは面談の機会が持てませんでしたが、4月4日の保証人との面談において、「借受者本人のうち、一方は仕事にはついていてものの不安定な就労状態であり、もう一方は結婚し新たな世帯を設けているため、負担をかけたくないとの思いがあった。」というお話がございました。このため、以前は本人たちには奨学金について説明をしていません

でしたが、将来に不安を感じて、保証人から本人たちに説明をしていただきましたところ、本人たちは「返還手続を理解できたので、今後の手続は自分たちが対応する。」と述べたということです。

このため、返還猶予の申請書が出されまして、本市で返還猶予の手続を行ったものでございます。

特別な事情といたしましては、旧類型のC、借受者本人の意思表示をメインとして適用をしております。それからサブ的にでございますけれどもAー2として家庭等の事情を適用しております。

また、考慮すべき背景といたしましては、a（行政不信等）、b（第三者情報）を適用しております。

続きまして、資料の12ページを御覧ください。報告番号41番、42番でございます。この方たちも、それぞれ兄弟姉妹の関係にある方でございます。41番の方の猶予した対象年度は、平成21年度から26年度までの返還分（高校分と大学分）ということになります。42番の方は平成23年度から26年度までの返還分（高校分）が猶予した対象年度でございます。

経過でございますけれども、平成21年の6月に保証人と面談を始めたのが最初でございますけれども、この方もなかなか、お話には応じていただくことができませんでした。

少ししまして、平成22年の8月に保証人の方と面談を行いましたけれども、「地域の方と相談をしている。免除申請はしない。」と拒否の姿勢を示されました。その後、平成22年の11月から25年の9月にかけて、何度も保証人であるお父さん、お母さんと面談を重ねまして、免除申請を勧奨いたしましたが、「地域の仲間と相談し、行動を共にする。制度変更になんて納得できない。」などと主張されて、手続に応じていただけない状態が続きました。

その後もその状態が続いたのでございますけれども、平成29年4月に借受者のうちの

一方が法的措置の対象となるため、平成28年の3月に保証人とお母さんに口頭で通告を行ったところ、「貸与状況と免除制度について詳しい説明を聞きたい。」と申出がございました。4月7日に面談を行いまして詳細を説明いたしましたところ、「地域の仲間の話を鵜呑みにして、何ら行動を起こさなかったのが、これまで制度について理解できていなかった。その責任は私達にあると思う。」というお話がございました。

「しかし、貸与当時、京都市からは返還する必要はないと言われた経過もあり、親として納得のいかない話ではあるが、本人たちに不利益となる話であることから、2人に説明する。」という態度が示されたものでございます。

5月には保証人から、「本人たちには、これまで奨学金について知っているものとして特に説明をしてこなかったが、この機会に改めて詳細を説明したところ、本人たちは『返還手続等を理解できたので、返還手続に応じるとともに、今後の手続は自分たちが対応する。』と述べた。」と伺った、ということでございます。

このため、借受者本人の一方の平成27年度分の返還免除の申請書が提出されました。また、もう一方については、免除基準を超える収入がございましたけれども、これについても返還の意思を示されております。さらに、お2人とも返還猶予の申請があったものでございます。

これらにつきましても、特別な事情として借受者本人の意思表示ということで旧類型Cをメインとして、サブとしてB（制度の不理解）を適用しております。また考慮すべき背景としてはa（行政不信等）と、b（第三者情報）を適用したものでございます。

少し長くなりましたけれども、資料1の説明については以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただ今の報告について委員の皆様から何か御質問がございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。それでしたら次の議題に移りたいと思います。2件目の報告事項ですが、「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について再び報告を受けたいと思います。事務局から報告、よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは配布資料の15ページを御覧ください。資料2「奨学金等の返還請求訴訟の状況」についてでございます。

これまでも、この委員会の場で御説明をさせていただいておりますので、今回につきましても、前回の委員会から後の状況について、簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず15ページの上から3つ目、No. 2の事件についてでございます。前回、昨年9月29日に大阪高裁で本市勝訴の控訴棄却判決がございまして、10月9日付けで最高裁に上告をされたという御報告をさせていただきましたけれども、年が明けまして、平成28年2月19日付けで最高裁の決定がございました。内容につきましては、上告を棄却するというところでございます。上告受理の申し立てについても受理しないということございまして、本市勝訴の判決が確定をいたしました。

ページをおめくりいただきまして、16ページの2を御覧ください。No. 2の最高裁における決定の内容を簡単に、主文を付けさせていただいております。「ア 本件上告を棄却する。」「イ 本件を上告審として受理しない。」ということでございます。

そうしましたら、もう一度資料の15ページにお戻りください。No. 1とNo. 3の事件についてでございます。この事件につきましては、昨年12月9日に第2回の口頭弁論が大阪高裁で行われまして、結審をしたということを前回の委員会で御報告させていただきました。

これも年が明けまして、平成28年の2月25日に大阪高裁で控訴審の判決の言渡し

ございまして、控訴棄却ということで、本市の主張が認められたものでございます。

もう一度資料の１６ページを御覧いただけますでしょうか。１６ページから１７ページにかけて、３としてＮｏ．１及びＮｏ．３の大阪高裁における判決の内容を付けさせていただきます。

主文については、「ア 本件控訴を棄却する。」ということでございます。判決内容につきましては、論点でありました３点について、それぞれ判決内容を挙げさせていただいております。

論点の１点目、「ア 返還合意の有無について」でございますけれども、「控訴人は奨学金制度が給付から貸与制に変更された際に、本市職員から援助金制度の説明を受けていることなどから、奨学金が貸与制度であることを認識しており、そうした認識の下に誓約書を作成したものであるから、奨学金の返還意思及び連帯保証の意思を表示していたと認めるのが相当である。」ということと、「返還の必要がない旨の説明があったとしても、地方公共団体との契約は、特段の事情のない限り、書面によって締結され、契約内容も書面の記載どおりとなる。本件において、特段の事情があるとは認められず、返還合意はあったと認められる。」という内容になっております。

それから論点の２点目、「イ 外形上の合意内容と内心の不一致について」でございますけれども、「奨学金は返還を要する貸与制であることを控訴人は認識しており、外形上の返還合意と控訴人の内心は一致しているから、返還合意は有効である。」という内容になっております。

それから論点の３点目、「ウ 信義則違反・権利濫用について」でございますが、「平成１３年４月以降に返還始期を迎える奨学金の返還を求めることは、当時の京都市住民の意思に当然沿うものである。条例の定めにつき、格別不合理なものとはいえず、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されない。また、控訴人の予測に反する面があることは否定できないものの、条例の規定は控訴人に返還義務が存在している

ことを前提にされたものである以上、特段の事情のない限り、それをもって信義誠実の原則に反するものであるとか、権利の濫用になるものと断ずることは困難である。」ということが内容として記載されております。

もう一度資料の15ページにお戻りいただけますでしょうか。相手方は、この判決内容を不服として、今年3月9日付けで最高裁に上告をされております。上告受理の申し立てもされております。

このNo. 1とNo. 3の判決の確定の目処でございますけれども、No. 2の事件の経過から類推いたしますと、だいたい大阪高裁の判決から最高裁の決定まで約5か月かかっておりますので、おそらく来月、7月頃には最高裁の決定が出てくるのではないかと見込んでいるところでございます。

17ページ、18ページを御覧いただけますでしょうか。これまでの審理経過について、今申しあげた内容をそれぞれ追記しております。17ページのNo. 1、No. 3については大阪高裁における審議の状況について、一番下の④になりますけれども、平成28年2月25日からの状況を追記しております。

それからNo. 2については18ページの一番最後になりますが、最高裁における審理の状況について追記をしております。

奨学金等の返還請求訴訟の状況については、以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。では、ただいまの報告につきまして、委員の皆様から何か御質問等がありますでしょうか。

ないようでしたら、私から気のついたことを。質問というわけではないのですが、確定したNo. 2の事件については錯誤無効の主張をされていたと思うのですが、No. 1とNo. 3はこの部分が「外形上の合意内容と内心の不一致」、つまり心裡留保という主

張になっているということなのですね。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。

○山下委員長

それから、No. 2の事件は上告から棄却までけっこう早い気がしていて、どうですか藤原委員、上告から棄却まで4か月というのは少し早いという気がしますけれども。

○藤原委員

少し早い気がします。

○山下委員長

早いですね。上告審がいつ出るかというのはなかなか読めないところなのですが、4か月というのは早い気がするのですけれども、事務局が「7月には出る。」とおっしゃっているのは推測でしょうか。

○事務局

先ほども申しましたように、No. 2の事件につきましては、大阪高裁判決が今年の9月29日に出しております。最高裁の上告の棄却が今年の2月19日でございますので、約5か月間ぐらいでございました。この事件が2つにわかれておりますけれども、争っておられる内容はほとんど一緒でございますので、事務的に約5か月くらい、同じようにかかるのではないかとということで、7月くらいではないかと思込みを立てさせていただいているところです。

○山下委員長

訴訟の御報告について、他の委員の先生、特に御質問等はございませんでしょうか。

それでしたら、報告案件については以上でございますが、せっかくの機会でございますので、全体を通じて何かお気づきの点などがございましたら、よろしくお願いいたします。
委員の先生、何か全体的にございますでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見等はないということですから、これをもちまして閉会とさせていただきますと思いますが、事務局から最後に御報告、御連絡等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○事務局

長い時間、御審議をどうもありがとうございました。本日の委員会の議事録についてでございますけれども、事務局のほうで案を作成しまして、委員長に御確認をいただいたうえで、ホームページで公表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次回の委員会についてでございますけれども、平成28年11月頃の開催を予定しております。日時については、改めて調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事内容につきましては、平成28年9月末時点での返還事務の取組状況あるいは訴訟の審理状況の御報告を予定しております。加えまして、前回の委員会で御審議をいただきました「特別の事情による返還猶予制度」の従来の類型の廃止に関しまして、従来の類型の適用が本年9月末までとなっておりますので、借受者への対応の状況についても御報告をさせていただく予定でございます。

また、先ほども御説明させていただきましたように、法的措置につきまして、50万円以上の滞納が今後も解消されない借受者について、今後法的措置をとっていくことになり

ますけれども、実際に法的措置をとることについての御意見をお伺いしたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○山下委員長

では、以上をもちまして、第15回の委員会を終了したいと思います。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

(終了)